

浜田市告示第 15 号

浜田市バス運行対策費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 25 日

浜田市長 三 浦 大 紀

## 浜田市バス運行対策費補助金交付要綱の一部を改正する告示

浜田市バス運行対策費補助金交付要綱（平成 17 年浜田市告示第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

- (1) 地域キロ当たり標準経常費用の額（東中国ブロックにおける乗合バス事業者の実車走行キロ 1 キロメートル当たりの標準経常費用を基礎として算出した額で、島根県知事が定めるものをいう。）

### 附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、改正後の浜田市バス運行対策費補助金交付要綱の規定は、令和 7 年 10 月 1 日以後の運行に係る補助金について適用する。